

社会福祉法人阪神福祉事業団 行動計画  
(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

男女ともに職業生活において、より一層活躍できる職場環境の整備を行うため、次のとおり一般事業主計画を策定する。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

2 目標及び取組内容

目標1 管理職に占める女性労働者の割合を20%以上にする。

取組内容 対象者となる男女職員に対して管理職育成等の研修を実施する。

目標2 職員全体の残業時間を月平均5時間以内とする。

取組内容 毎月の残業時間の実績を把握。業務見直し等の実施。

ワークライフバランス等に係る研修を実施するとともに業務分析改善に取り組み、長時間労働を防止する職場風土を醸成する。